

長島町立中学校再編に伴う
基本計画（詳細）**案**



令和7年●月

長島町 教育委員会

目次

| | |
|----------------------------|--------|
| 序章 | - 1 - |
| 1. はじめに | - 1 - |
| 2. 基本計画（詳細）の位置づけ | - 2 - |
| 第1章 新中学校再編整備の基本理念・基本方針 | - 3 - |
| 1. 新中学校整備の基本理念 | - 3 - |
| 第2章 ワークショップ | - 4 - |
| 1. ワークショップによる意見 | - 4 - |
| 2. ワークショップによる検討結果 | - 8 - |
| 第3章 新中学校の規模 | - 9 - |
| 1. 新中学校の規模 | - 9 - |
| 2. 校舎等の床面積等の設定 | - 11 - |
| 第4章 新中学校の配置 | - 12 - |
| 1. 敷地 | - 12 - |
| 2. 配置計画（案） | - 15 - |
| 3. 移転計画（案） | - 18 - |
| 第5章 新中学校の詳細計画 | - 19 - |
| 1. 平面計画 | - 19 - |
| 2. 屋外・外構等計画 | - 24 - |
| 3. 構造計画 | - 26 - |
| 4. 設備計画 | - 27 - |
| 第6章 事業手法の検討 | - 28 - |
| 1. 直接建設による事業方式 | - 28 - |
| 2. 民間活用による事業方式 | - 29 - |
| 3. 事業方式の検討 | - 30 - |
| 第7章 事業スケジュールの検討 | - 31 - |
| 第8章 概算事業費の検討 | - 32 - |
| 1. イニシャルコストの試算 | - 32 - |
| 2. ランニングコスト（スクールバス運行関連）の試算 | - 33 - |
| 3. 概算事業費の試算結果まとめ（施設別） | - 33 - |
| 第9章 計画の実現に向けて | - 35 - |
| 1. スクールバスの運行見通しの確保 | - 35 - |
| 2. 設計プロポーザル方式による基本・実施設計の検討 | - 35 - |
| 3. 長島町立中学校再編の象徴としての新中学校 | - 35 - |

序章

1. はじめに

長島町（以下、「本町」という。）の中学校のあり方については、平成18年3月20日の旧東町と旧長島町の合併以降、長島町行政改革推進委員会からの行政改革大綱答申（平成18年12月6日）や長島町行政改革実施計画（平成19年1月）などにに基づき、「複式学級の解消」の原則のもと、多様な視点からの検討が進められてきました。

以降、長島町立小中学校等統廃合推進委員会からの答申による長島町立小・中学校（本島地区）統廃合実施計画（平成26年3月）などにおいて「免許教科外教科担任の解消や学習集団の弾力的な編成等のために1校に編成する」ことや「統廃合後の中学校の場所を長島高校跡地とする」こと、「統廃合日を平成29年4月1日とする」ことなどが示されましたが、実現されず現在に至っています。

このような中、本町ではパブリックコメントによる町民等への意見照会や長島町総合教育会議での承認を経て、令和5年9月に「長島町立中学校再編に伴う基本構想」を、令和6年7月には「長島町立中学校再編に伴う基本計画」を策定し、再編後の長島町立中学校（以下、「新中学校」という。）の位置として、「鷹巣中学校」を決定したところです。

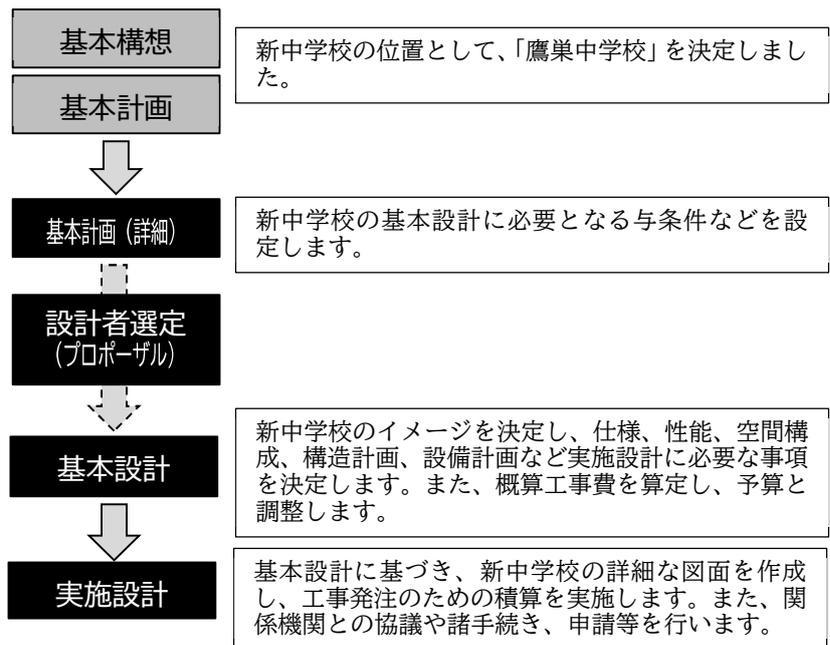
この基本計画（詳細）は、「長島町立中学校再編に伴う基本計画（詳細）策定ワークショップ」での協議結果を踏まえたうえで、鷹巣中学校における長島町立中学校の再編に向けた具体的な整備内容等について検討し取りまとめたものです。

■ 計画策定の経緯

| 時期 | 項目 | 備考 |
|------------|----------------------------------|---|
| 令和6年12月19日 | 第1回長島町立中学校再編に伴う基本計画（詳細）策定ワークショップ | ・ 新中学校の将来像や、現在の鷹巣中学校の活かしたいところ、改善したいところについて協議・発表 |
| 令和7年1月31日 | 第2回長島町立中学校再編に伴う基本計画（詳細）策定ワークショップ | ・ 新中学校の空間の使い方などについて協議・発表 |
| 令和7年3月17日 | 第3回長島町立中学校再編に伴う基本計画（詳細）策定ワークショップ | ・ 「長島町立中学校再編に伴う基本計画（詳細）」の配置や平面計画について協議・発表 |

2. 基本計画（詳細）の位置づけ

「長島町立中学校再編に伴う基本計画（詳細）」は、鷹巣中学校における長島町立中学校の再編整備に向けた基本理念・基本方針、機能・規模、所用室の考え方などを整理することで再編後の長島町立中学校像についてより具体化させ、今後の「基本設計」や「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。



第1章 新中学校再編整備の基本理念・基本方針

令和5年9月に策定した「長島町立中学校再編に伴う基本構想」では、長島町第2次総合振興計画後期基本計画が目指す基本理念である「夢と活力があり 住民一人ひとりを大切にする 福祉のまちづくり」を踏まえて、次のように基本理念・基本方針を定めました。

1. 新中学校整備の基本理念

夢と活力があり 生徒一人ひとりを大切にする 学校づくり

2. 新中学校整備の基本方針

(1) 安全・安心に配慮した学び舎

生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、地震・台風等の災害発生時においては、生徒の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめられるように配慮します。

また、教職員の目が届きやすい配置計画など、生徒が安心して学校生活を過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができる環境を整備します。

(2) 機能性・効率性を重視した学び舎

生徒数の変化に柔軟に対応できる普通教室や科目別の特別教室の配置のほか洋式トイレの整備など教育システムや生活様式の変化に対応するとともに、だれもが利用しやすいプランやスムーズな動線の確保に配慮します。

また、将来的な維持管理も考慮し、シンプルかつ機能的な空間構成とするとともに、日射や通風などの自然環境にも配慮します。

(3) 地域住民も利用しやすく親しまれる学び舎

郷土の文化や歴史を知る体験学習の機会を設けるとともに、これまで地域住民に親しまれてきた各中学校の伝統を引き継いでいくため、伝統施設等の活用を検討します。

また、学校行事への地域住民の参加や、放課後や休日の学校開放を念頭に、全世代が使いやすい施設とするため、インクルーシブデザイン※に配慮した施設を目指します。

※ インクルーシブデザイン： 高齢者・障がい者などの従来のデザインプロセスから除外されていた少数派（マイノリティ）を巻き込み、一緒にデザインを行っていくデザイン手法のこと。

第2章 ワークショップ

1. ワークショップによる意見

学識経験者、教育委員、教職員、PTA関係者、自治公民館関係者等で構成されるワークショップにおいて、3班ないし4班に分かれ、新中学校に必要な施設、配置やデザインなどについて話し合い、以下のような意見が挙げられました。

■ 第1回ワークショップによる意見

第1回ワークショップでは、新中学校の将来像を意識しながら、既存の施設の「残したいところ」、「改善したいところ」について話し合いました。

| 項目 | 意見 |
|--------|---|
| 施設 | <ul style="list-style-type: none">・ 教室棟横に増築すると、給食コンテナの搬出入が困難なため、管理棟を建て替えた方がよい・ 現状の町民プール使用で支障はないため、プールの新設は必要ない・ 生きる力の育成になるのでプールは必要・ バス乗降場所に雨をよけ施設をつくった方がよい・ 多目的広場も活用する・ 地域住民も利用しやすい配置にする |
| 所要室・設備 | <ul style="list-style-type: none">・ 若鷹ホールを広くする・ 図書室を広くして本を増やす・ 校内が見渡せる位置に職員室を配置する・ 段差が多いので、手すりやエレベーターを設置する・ LGBTQにも配慮したバリアフリートイレの整備・ 異学年どうしや地域住民が交流できるようなスペースを設ける・ 中庭に緑陰がある場所、公園みたいにベンチやテーブルのある憩いの場を設ける |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・ 統合対象となる各校の歴史を記した看板等をつくる・ 校名・校歌は4校のシンボルとして一体感のあるものを新たに つくる |



■ 第2回ワークショップによる意見

第2回ワークショップでは、学識経験者から「これからの学校空間」についてのプレゼンテーション・ヒアリングを受けた後、教室や新中学校の運営方式などについて話し合いました。

| 項目 | 意見 |
|---------------|--|
| 教室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室と廊下の間を可動式にしてオープンスペースを設ける ・ 多様な学習形態に対応するため、教室間の壁を可動式にする ・ 教室の形状は求心性が高い正方形がよい ・ 各学年3クラス、計9クラスは必要（将来の生徒数減少を見据えて、3クラスを新校舎、6クラスを既存校舎に配置する） ・ 多目的広場も活用する ・ 地域住民も利用しやすい配置にする |
| 教室以外の の所要室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書室を広くする ・ 図書室に畳コーナーを設ける ・ 図書室を中庭に通じる構造にする ・ オープンスペースや廊下に読書やインターネットができる環境を整備する ・ 職員室を広くする ・ 男子更衣室を整備する |
| 運営方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科センター方式は1時限ごとに移動するので、リフレッシュできて楽しそう ・ 教科センター方式は面白そうだが、うまく運営できるか検討が必要 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理棟と教室棟の間を階段状の集会スペースとする |



■ 第3回ワークショップによる意見

第3回ワークショップでは、これまでのワークショップで出された下記の意見について、旗あげアンケートを行いました。

どの意見についても「必要・同意」が多いことを確認しました。

| これまでのWSでの意見 | 必要・同意 | どちらでもない | 必要ない |
|--|-------|---------|------|
| ・ 築年数の古い管理棟を建て替える | 8票 | 1票 | 1票 |
| ・ 教室棟、屋内運動場は改修する | 9票 | 1票 | 0票 |
| ・ プールは設置せず、従来同様、町民プールを活用する | 9票 | 1票 | 1票 |
| ・ 武道館を解体する | 6票 | 3票 | 1票 |
| ・ 解体後の武道館跡地をスクールバスの乗降場所として整備する | 5票 | 3票 | 4票 |
| ・ 教室はオープンスペースを備えたゆとりある空間とし、「教科センター方式」での運営を検討する | 6票 | 4票 | 1票 |
| ・ 若鷹ホールを拡充する | 6票 | 4票 | 1票 |
| ・ 図書室を拡充する | 7票 | 2票 | 2票 |
| ・ 管理棟と教室の等の間の中庭を交流空間として整備し、図書室からの動線に配慮する | 9票 | 1票 | 1票 |
| ・ 職員室を拡充し、校内を見渡せる位置に配置する | 9票 | 2票 | 0票 |
| ・ バリアフリーに配慮し、階段手すりやエレベーターを設置する | 9票 | 2票 | 0票 |
| ・ LGBTQに配慮したバリアフリートイレを設置する | 8票 | 1票 | 2票 |

※旗あげアンケートの途中からの出席者がいるため、意見ごとの合計は一致しません。

また、これまでのワークショップでの意見を踏まえ、必要な所要室が納まるか等を検討するために事務局が作成した図面を用いて、新中学校の配置や平面計画について話し合いました。



■ 参考：第3回ワークショップで使用した図面



| | 教科教室型 | | 教科センター型 |
|----|---|---|---|
| 1F | <p>事務室 昇降口 保健室 普通教室 普通教室 普通教室 WC(男) WC(女)</p> <p>特別支援教室 特別支援教室 特別支援教室 図書室</p> <p>普通教室 普通教室 普通教室 美術室 書庫</p> <p>調理室 準備室 被服室 技術準備室 技術室</p> | <p>普通教室 普通教室 普通教室 WC(男) WC(女)</p> <p>更衣室 更衣室 職員用更衣室(女) 職員用更衣室(男)</p> <p>普通教室 普通教室 普通教室 美術室 書庫</p> <p>音楽室 理科室 多目的室(若園ホール)</p> | <p>職員室 印刷室 WC(男) WC(女)</p> <p>放送室 図書室 校長室</p> |
| 2F | <p>事務室 保健室 HB 英語 英語 HB WC(男) WC(女)</p> <p>特別支援教室 特別支援教室 特別支援教室 図書室</p> <p>普通教室 普通教室 普通教室 美術室 書庫 HB</p> <p>調理室 準備室 被服室 技術準備室 技術室</p> | <p>美術室 理科室 多目的室 HB WC(男) WC(女)</p> <p>数学 数学 HB 職員用更衣室(女) 職員用更衣室(男)</p> <p>普通教室 普通教室 普通教室 美術室 書庫 HB</p> <p>音楽室 理科室 多目的室(若園ホール)</p> | <p>職員室 印刷室 WC(男) WC(女)</p> <p>放送室 図書室 校長室</p> |
| 3F | <p>事務室 保健室 HB 英語 英語 HB WC(男) WC(女)</p> <p>特別支援教室 特別支援教室 特別支援教室 図書室</p> <p>普通教室 普通教室 普通教室 美術室 書庫 HB</p> <p>調理室 準備室 被服室 技術準備室 技術室</p> | <p>美術室 理科室 多目的室 HB WC(男) WC(女)</p> <p>数学 数学 HB 職員用更衣室(女) 職員用更衣室(男)</p> <p>普通教室 普通教室 普通教室 美術室 書庫 HB</p> <p>音楽室 理科室 多目的室(若園ホール)</p> | <p>職員室 印刷室 WC(男) WC(女)</p> <p>放送室 図書室 校長室</p> |
| 4F | | | 0 5 10 15 20 m |

2. ワークショップによる検討結果

ワークショップによる意見交換を踏まえた検討の結果、新中学校の整備にあたり、次のような方向性が共有されました。

| 項 目 | 新中学校整備の方向性 |
|------------|--|
| 運営方式 | ○ 生徒間の交流が生まれやすい「教科センター方式」での運営を検討する。 |
| 敷 地 外 構 | ○ 西側の私有地を買収し、スクールバス用の駐車場とする。 ○ 敷地南側（既存の武道館の立地スペース含む。）をスクールバスの乗降場所として整備する。 ○ スクールバスの乗降場所は雨掛かりとならないように配慮する。 ○ 管理棟と教室棟の間の中庭を交流空間として整備する。 |
| 施 設 | ○ 生徒数増に伴い、教室が不足するため、築年数の古い管理棟を建て替え、一部教室を配置する。 ○ 教室棟、屋内運動場は既存の建物を活用することとし、新中学校の運営体制に添った形に改修する。 ○ プールは設置せず、従来同様、町民プールを活用する。 ○ 老朽化のため使用していない既存の武道館は解体し、武道の授業は従来同様、屋内運動場を使用する。 ○ バリアフリーに配慮し、階段手すりやエレベーターを設置する。 |
| 所 要 室 | ○ 教室はオープンスペースを備えたゆとりある空間とする。 ○ 若鷹ホール（多目的ホール）を拡充する。 ○ 図書室を拡充し、管理棟と教室棟の間の中庭に設ける交流空間との動線に配慮する。 ○ 職員増に伴い、職員室を拡充し、校内の見通しや教室等との動線に配慮する。 ○ L G B T Qに配慮したバリアフリースイレを設置する。 |

第3章 新中学校の規模

1. 新中学校の規模

ア 新中学校の必要面積の算定方法

新中学校の校舎、運動場、屋内運動場の面積は、以下の文部科学省の「中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第15号）」及び「義務法施行令（昭和33年政令第189号）」を参考に検討します。

■ 参考：校舎の面積（単位：㎡）（中学校設置基準：別表イ）

| 生徒数 | 面積 |
|--------------|---------------------------------------|
| 1人以上～40人以下 | 600 |
| 41人以上～480人以下 | $600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$ |
| 481人以上 | $3,240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$ |

■ 参考：運動場の面積（単位：㎡）（中学校設置基準：別表ロ）

| 生徒数 | 面積 |
|---------------|--|
| 1人以上～240人以下 | 3,600 |
| 241人以上～720人以下 | $3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$ |
| 721人以上 | 8,400 |

■ 参考：学級数に応ずる中学校校舎の必要面積（単位：㎡）（義務法施行令第7条第1項）

| | | |
|------------|----------------------|--|
| 必要面積 | 1～2学級 | $848 + 651 \times (\text{学級数} - 1)$ |
| | 3～5学級 | $2,150 + 344 \times (\text{学級数} - 3)$ |
| | 6～11学級 | $3,181 + 324 \times (\text{学級数} - 6)$ |
| | 12～17学級 | $5,129 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$ |
| | 18学級以上 | $6,088 + 217 \times (\text{学級数} - 18)$ |
| | 特別支援学級 1学級につき168を加える | |
| 多目的スペース加算※ | 必要面積の10.5% | |

※ 多目的スペース加算： 多目的スペース及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室含む）を設ける場合に加算する。

■ 参考：学級数に応ずる屋内運動場の必要面積（単位：㎡）（義務法施行令第7条第3項）

| | | |
|------|--------|-------|
| 必要面積 | 1～17学級 | 1,138 |
| | 18学級以上 | 1,476 |

イ 新中学校の必要床面積算定の前提条件

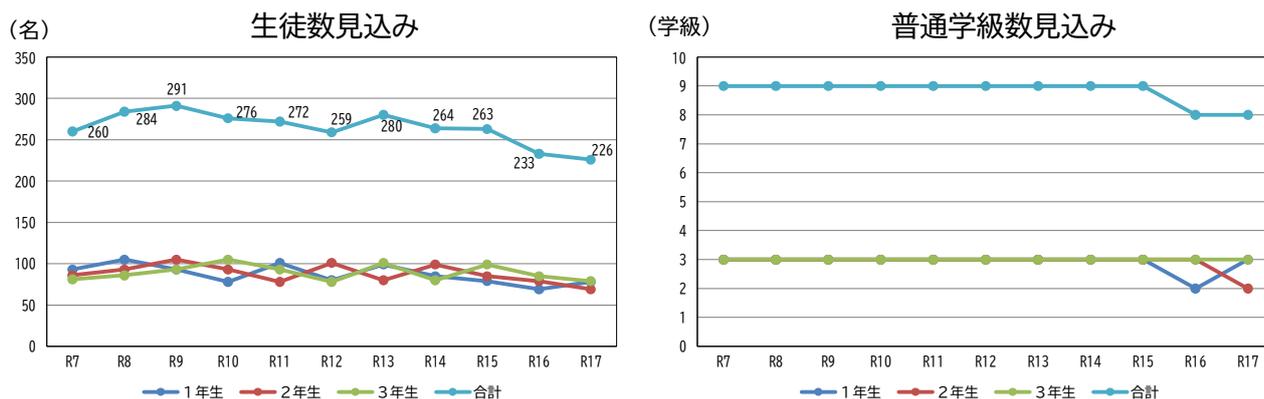
令和6年度文科相・財務相合意によると、教職員の働き方改革の一環として「令和8年度以降、公立中学校の1学級当たりの上限人数を40人から35人へ順次引き下げ（3年かけて中1から順次導入）」という方針が示されています。

これを新中学校の生徒数将来予測に当てはめると、次表のように当面は1学年あたり3学級が必要ですが、少子化の進行に伴い、10年後程度を境に1学年あたりの必要学級は2学級になることも想定されます。

後述のとおり、スクールバス運行の目途が立っていないため、開校時期は不透明な状況ですが、最短での開校時期（5年目当初：31頁参照）以降、生徒数が最多となる令和13年度の生徒数見込み（280名）及び普通学級数（9学級）を想定して検討することとします。

なお、特別支援学級は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第106号）第3条第2項に一学級あたり8人を標準とすることが規定されています。学年ごとに1学級を配置することを基本に、加えて、近年、対象となる生徒が増加傾向にあることに鑑み、計4学級を想定します。

■ 新中学校の生徒数及び普通学級数見込み



■ 新中学校の生徒数、普通学級数、特別支援学級数（令和13年度見込み）

| 生徒数 | 学級数 | 特別支援学級 |
|------|-------------|--------|
| 280名 | 9学級（3学級×3年） | 4学級 |

ウ 新中学校の面積の算定

「中学校設置基準」及び「義務法施行令」に則って面積を算出すると以下のとおりとなります。なお、弾力的な教育環境の実現を図るため、多目的スペースを設けることとします。

■ 中学校設置基準による校舎の床面積算定

| 面積（下限） | 算定式 |
|----------------------|----------------|
| 2,040 m ² | 600+6×(280-40) |

■ 中学校設置基準による運動場の面積算定

| 面積（下限） | 算定式 |
|----------------------|--------------------|
| 4,000 m ² | 3,600+10×(280-240) |

■ 義務法施行令による新校舎の床面積算定

| 種別 | 面積 | 算定式 |
|--------------|----------------------|-----------------|
| A. 普通学級 | 4,153 m ² | 3,181+324×(9-6) |
| B. 特別支援学級 | 672 m ² | 168×4 |
| C. 多目的スペース加算 | 506 m ² | (A+B)×0.105 |
| 合計 | 5,331 m ² | |

■ 義務法施行令による屋内運動場の床面積算定

| 面積 | 算定式 |
|----------------------|--------------------|
| 1,138 m ² | (9 + 4) 学級 ≤ 17 学級 |

2. 校舎等の床面積等の設定

「新校舎の床面積は、面積算定の根拠となる算定式において、2,040 m²～5,331 m²と幅があることから、この範囲内で必要面積を設定することになります。

校舎の床面積は、ワークショップにおいて「管理棟は建替」、「教室棟は既存の建物を活用(改修)」という方向性が検討されたことから、継続使用する教室棟の床面積(2,279 m²)を勘案すると、建替後の管理棟の床面積は、上限3,052 m²(5,331 m² - 2,279 m²(教室棟))と算定されるため、2,700 m²程度を建替後の管理棟の床面積として設定し、校舎全体の床面積を5,000 m²程度と設定します。

なお、屋内運動場の床面積は、義務法施行令に基づき、1,138 m²が上限として算出されましたが、ワークショップにおいて「屋内運動場は既存の建物を活用」という方向性が検討されたことから、既存の803 m²を床面積として設定します。

また、運動場は中学校設置基準より4,000 m²(下限)が算出されましたが、現状で14,757 m²あることから十分な面積を現状で有しています。

■ 校舎等の床面積等の設定

| 施設等名 | 算出面積 | 設定面積 | 備考 |
|-------|-------------------------|---------------------------|---------------|
| 校 舎 | 5,331 m ² 以内 | 5,000 m ² 程度 | 管理棟+教室棟 |
| | | (2,700 m ² 程度) | 管理棟(建替) |
| | | (2,279 m ²) | 教室棟(既存活用(改修)) |
| 屋内運動場 | 1,138 m ² 以内 | 803 m ² | 既存活用(改修) |
| 運 動 場 | 4,000 m ² 以上 | 14,757 m ² | 既存活用 |

※ プールは設置しません。(町民プールを使用)

※ 既存の武道館は解体します。(武道の授業は屋内運動場を使用)

第4章 新中学校の配置

1. 敷地

新中学校は、「長島町立中学校再編に伴う基本計画」に基づき、現在の鷹巣中学校に整備します。

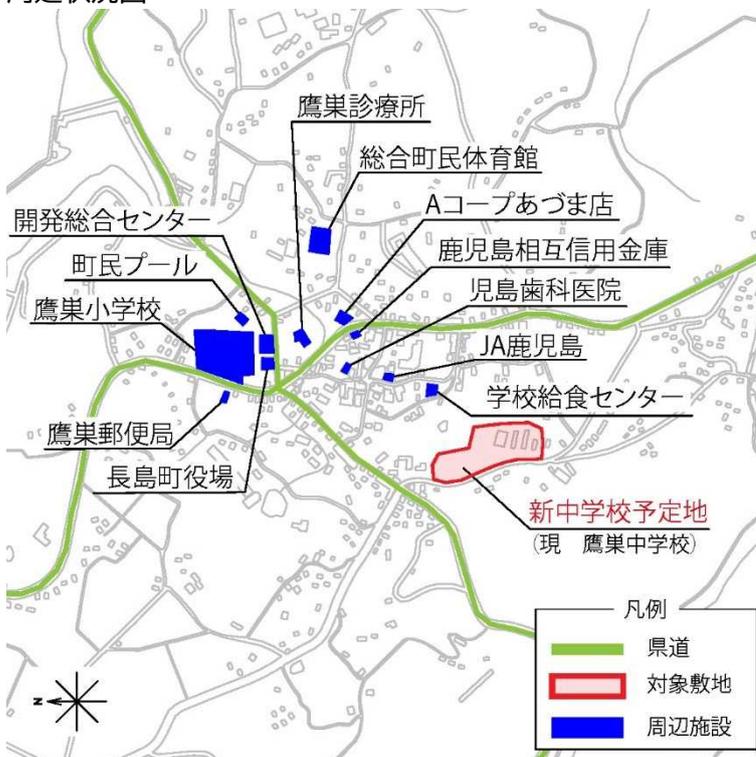
敷地は、長島町鷹巣地区の中心部に位置しており、近隣には町民プールや総合町民体育館、鷹巣小学校などの教育関連施設のほか、長島町役場や鷹巣診療所などの公共公益施設が立地しています。

周辺は、住宅地や山林に囲まれた比較的閑静な地域です。

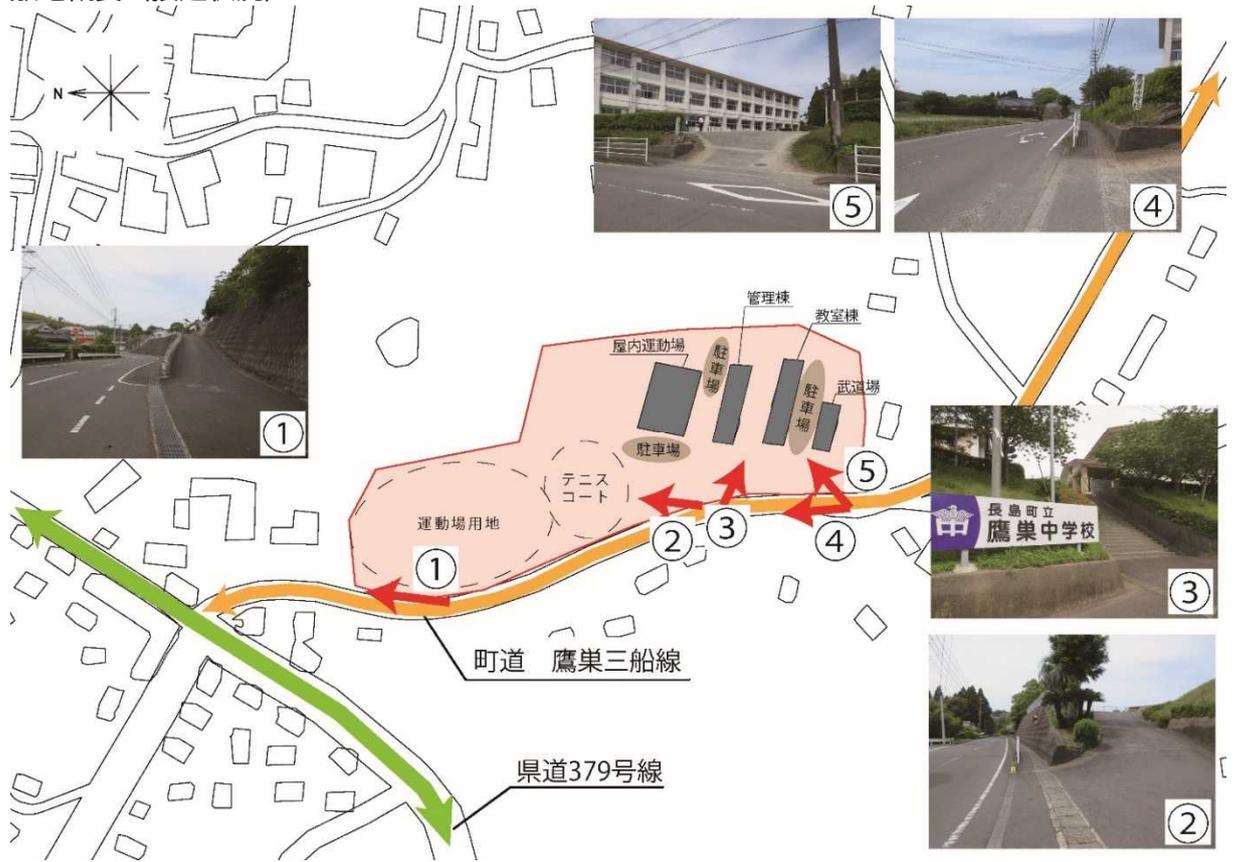
■ 敷地概要

| | |
|------------------|---|
| ① 位置 | ・ 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1687 番地 |
| ② 面積 | ・ 18,519 m ² |
| ③ 形状 | ・ 不整形、高低差あり |
| ④ 地盤 | ・ 不明（今後、地質調査を実施予定） |
| ⑤ 文化財 | ・ なし ※敷地一部に史跡（高羅城跡）有り |
| ⑥ 周辺状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東側 : 山林 ・ 南側 : 住宅地 ・ 西側 : 町道鷹巣三船線 道路幅員 7.5m ・ 北側 : 住宅地 |
| ⑦ 法令制限 (都市計画) | ・ 都市計画区域外 |

■ 周辺状況図



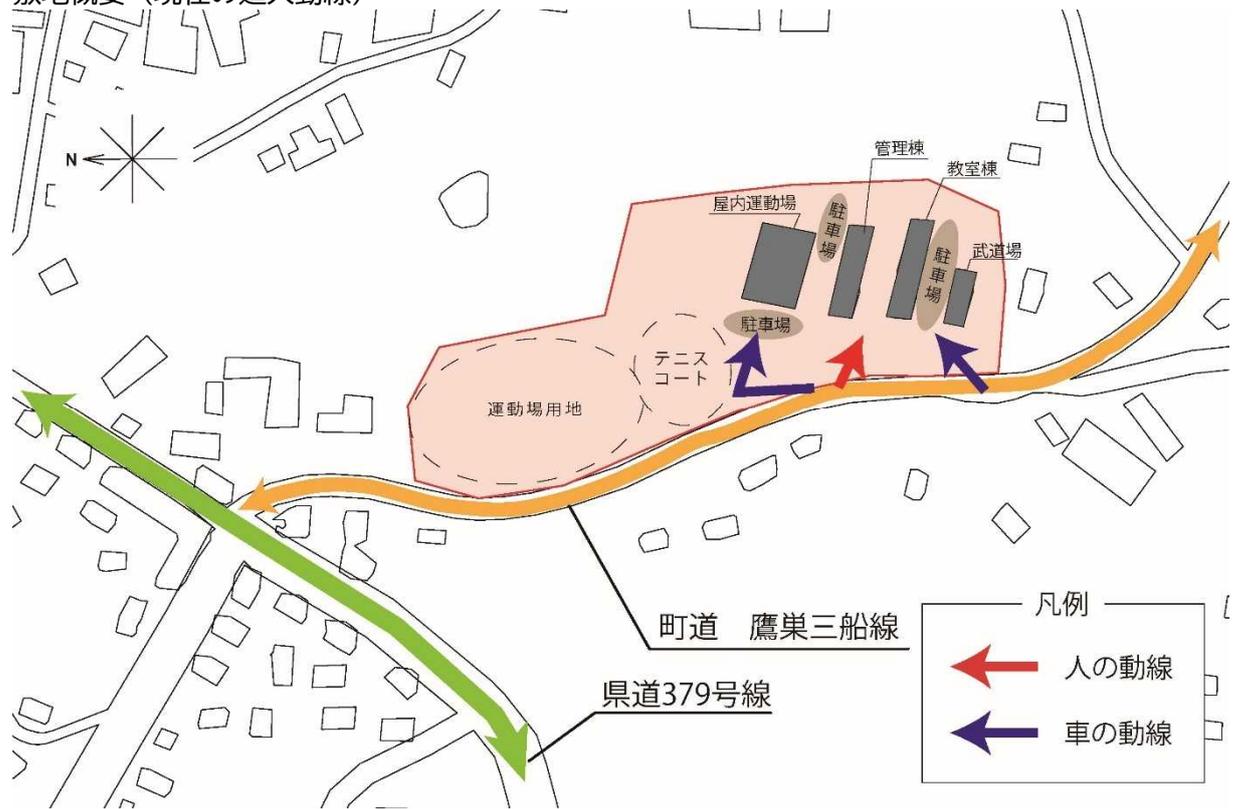
■ 敷地概要 (接道状況)



■ 敷地概要 (敷地内及び周辺との高低差)



■ 敷地概要（現在の進入動線）



2. 配置計画 (案)

ア スクールバス駐車場等計画

長島町立中学校再編の前提となるスクールバスの運行については、次のとおり 10 路線が必要と想定されます。この場合、予備まで含めると必要車両は 12 台となり、鷹巣中学校の敷地内では十分な駐車スペースを確保することが困難なことから、敷地西側の民有地を買収し、スクールバス（マイクロバス）用の駐車場として整備します。

■ スクールバス運行計画

| 路線 | 川床～杉ノ段線 (R10:14名) | | | | 伊唐～宮ノ浦線 (R10:13名) | | | | 葛輪～薄井線 (R10:22名) | | | | 浜渡～口之福浦線 (R10:14名) | | | | 平尾～三船線 (R10:22名) | | | |
|---------------|----------------------|-------|---------|---------|----------------------|-------|---------|---------|----------------------|-------|---------|---------|-----------------------|------|---------|---------|----------------------|-------|---------|---------|
| | 10.6km (23分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② | 7.9km (13分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② | 12.3km (33分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② | 13.8km (51分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② | 11.5km (31分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② |
| 夏期 (3/9月) | 川床下公民館 | 7:12 | 17:13 | 19:13 | 伊唐港 | 7:22 | 17:03 | 19:03 | 葛輪棧橋 | 7:12 | 17:13 | 19:13 | 浜渡港 | 7:04 | 17:21 | 19:21 | 平尾南 | 7:09 | 17:16 | 19:16 |
| | 川床中学校前 | 7:15 | 17:10 | 19:10 | 宮ノ浦港 | 7:31 | 16:54 | 18:54 | 諸浦港 | 7:15 | 17:10 | 19:10 | 日当 | 7:09 | 17:16 | 19:16 | 萩之牟礼 | 7:14 | 17:11 | 19:11 |
| | 小坂 | 7:19 | 17:06 | 19:06 | 鷹巣中 | 7:35 | 16:50 | 18:50 | 本浦 | 7:20 | 17:05 | 19:05 | 北方崎 | 7:19 | 17:06 | 19:06 | 平尾ふれあい | 7:17 | 17:08 | 19:08 |
| | 川床寺前 | 7:23 | 17:02 | 19:02 | | | ↑ | ↑ | 出ノ元 | 7:25 | 17:00 | 19:00 | 茅屋漁港 | 7:29 | 16:56 | 18:56 | 三船 | 7:28 | 16:56 | 18:56 |
| | 杉ノ段公民館 | 7:29 | 16:56 | 18:56 | | | | | 乳ノ瀬 | 7:32 | 16:53 | 18:53 | 茅屋北 | 7:34 | 16:51 | 18:51 | 桂代 | 7:31 | 16:53 | 18:53 |
| | 鷹巣中 | 7:35 | 16:50 | 18:50 | | | | | 薄井公民館前 | 7:37 | 16:48 | 18:48 | 口之福浦 | 7:45 | 16:40 | 18:40 | 鷹巣中 | 7:40 | 16:45 | 18:45 |
| | | | ↑ | ↑ | | | | | 鷹巣中 | 7:45 | 16:40 | 18:40 | 鷹巣中 | 7:55 | 16:30 | 18:30 | | | ↑ | ↑ |
| 冬期 (10/2月) | 川床下公民館 | 7:12 | 17:13 | 17:53 | 伊唐港 | 7:22 | 17:03 | 17:43 | 葛輪棧橋 | 7:12 | 17:13 | 18:08 | 浜渡港 | 7:04 | 17:21 | 18:41 | 平尾南 | 7:09 | 17:16 | 18:06 |
| | 川床中学校前 | 7:15 | 17:10 | 17:50 | 宮ノ浦港 | 7:31 | 16:54 | 17:34 | 諸浦港 | 7:15 | 17:10 | 18:05 | 日当 | 7:09 | 17:16 | 18:36 | 萩之牟礼 | 7:14 | 17:11 | 18:01 |
| | 小坂 | 7:19 | 17:06 | 17:46 | 鷹巣中 | 7:35 | 16:50 | 17:30 | 本浦 | 7:20 | 17:05 | 18:00 | 北方崎 | 7:19 | 17:06 | 18:26 | 平尾ふれあい | 7:17 | 17:08 | 17:58 |
| | 川床寺前 | 7:23 | 17:02 | 17:42 | | | ↑ | ↑ | 出ノ元 | 7:25 | 17:00 | 17:55 | 茅屋漁港 | 7:29 | 16:56 | 18:16 | 三船 | 7:28 | 16:56 | 17:46 |
| | 杉ノ段公民館 | 7:29 | 16:56 | 17:36 | | | | | 乳ノ瀬 | 7:32 | 16:53 | 17:48 | 茅屋北 | 7:34 | 16:51 | 18:11 | 桂代 | 7:31 | 16:53 | 17:43 |
| | 鷹巣中 | 7:35 | 16:50 | 17:30 | | | | | 薄井公民館前 | 7:37 | 16:48 | 17:43 | 口之福浦 | 7:45 | 16:40 | 18:00 | 鷹巣中 | 7:40 | 16:45 | 17:35 |
| | | | ↑ | ↑ | | | | | 鷹巣中 | 7:45 | 16:40 | 17:35 | 鷹巣中 | 7:55 | 16:30 | 17:50 | | | ↑ | ↑ |
| 夏期 (3/9月) | 田尻～火ノ浦線 (R10:23名) | | | | 山門野～塩追線 (R10:20名) | | | | 小浜～蔵之元線 (R10:22名) | | | | 城川内～川内線 (R10:27名) | | | | 城川内～馬込線 (R10:15名) | | | |
| | 16.2km (36分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② | 16.4km (42分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② | 14.1km (36分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② | 13.1km (24分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② | 18.6km (42分) | 登校 | 下校 ① | 下校 ② |
| | 上り浜 | 7:14 | 17:11 | 19:11 | いでもと橋 | 7:08 | 17:17 | 19:17 | 海水浴場 | 7:09 | 17:16 | 19:16 | 城川内公民館 | 7:16 | 17:09 | 19:09 | 長光寺前 | 7:13 | 17:12 | 19:12 |
| | 田尻 | 7:17 | 17:08 | 19:08 | 山門野中公民館 | 7:13 | 17:12 | 19:12 | 小浜集荷所 | 7:13 | 17:12 | 19:12 | 指江支所 | 7:21 | 17:04 | 19:04 | 唐隈公民館 | 7:19 | 17:06 | 19:06 |
| | 瀬戸港 | 7:22 | 17:03 | 19:03 | 加世堂港 | 7:19 | 17:06 | 19:06 | 蔵之元集荷所 | 7:18 | 17:07 | 19:07 | 小浜入口 | 7:26 | 16:59 | 18:59 | 広野 | 7:26 | 16:59 | 18:59 |
| | 旧火ノ浦公民館 | 7:26 | 16:59 | 18:59 | 梅ノ木山公民館 | 7:23 | 17:02 | 19:02 | 蔵之元港 | 7:22 | 17:03 | 19:03 | 川内 | 7:30 | 16:55 | 18:55 | 湯 | 7:34 | 16:51 | 18:51 |
| | だんだん市場前 | 7:30 | 16:55 | 18:55 | 牧 | 7:28 | 16:57 | 18:57 | 上船津平 | 7:28 | 16:57 | 18:57 | 鷹巣中 | 7:40 | 16:45 | 18:45 | 汐見集荷所 | 7:39 | 16:46 | 18:46 |
| 小島三叉路 | 7:35 | 16:50 | 18:50 | 市来崎北 | 7:34 | 16:51 | 18:51 | 落口 | 7:34 | 16:51 | 18:51 | | | ↑ | ↑ | 馬込公民館 | 7:42 | 16:43 | 18:43 | |
| 鷹巣中 | 7:50 | 16:35 | 18:35 | 脇崎港 | 7:42 | 16:43 | 18:43 | 鷹巣中 | 7:45 | 16:40 | 18:40 | | | | | 鷹巣中 | 7:55 | 16:30 | 18:30 | |
| | | ↑ | ↑ | 塩追公民館 | 7:45 | 16:40 | 18:40 | | | ↑ | ↑ | | | | | | | | ↑ | ↑ |
| | | | | 鷹巣中 | 7:50 | 16:35 | 18:35 | | | | | | | | | | | | | |
| 冬期 (10/2月) | 上り浜 | 7:14 | 17:11 | 18:16 | いでもと橋 | 7:08 | 17:17 | 18:27 | 海水浴場 | 7:09 | 17:16 | 18:21 | 城川内公民館 | 7:16 | 17:09 | 18:04 | 長光寺前 | 7:13 | 17:12 | 18:32 |
| | 田尻 | 7:17 | 17:08 | 18:13 | 山門野中公民館 | 7:13 | 17:12 | 18:22 | 小浜集荷所 | 7:13 | 17:12 | 18:17 | 指江支所 | 7:21 | 17:04 | 17:59 | 唐隈公民館 | 7:19 | 17:06 | 18:26 |
| | 瀬戸港 | 7:22 | 17:03 | 18:08 | 加世堂港 | 7:19 | 17:06 | 18:16 | 蔵之元集荷所 | 7:18 | 17:07 | 18:12 | 小浜入口 | 7:26 | 16:59 | 17:54 | 広野 | 7:26 | 16:59 | 18:19 |
| | 旧火ノ浦公民館 | 7:26 | 16:59 | 18:04 | 梅ノ木山公民館 | 7:23 | 17:02 | 18:12 | 蔵之元港 | 7:22 | 17:03 | 18:08 | 川内 | 7:30 | 16:55 | 17:50 | 湯 | 7:34 | 16:51 | 18:11 |
| | だんだん市場前 | 7:30 | 16:55 | 18:00 | 牧 | 7:28 | 16:57 | 18:07 | 上船津平 | 7:28 | 16:57 | 18:02 | 鷹巣中 | 7:40 | 16:45 | 17:40 | 汐見集荷所 | 7:39 | 16:46 | 18:06 |
| | 小島三叉路 | 7:35 | 16:50 | 17:55 | 市来崎北 | 7:34 | 16:51 | 18:01 | 落口 | 7:34 | 16:51 | 17:56 | | | ↑ | ↑ | 馬込公民館 | 7:42 | 16:43 | 18:03 |
| | 鷹巣中 | 7:50 | 16:35 | 17:40 | 脇崎港 | 7:42 | 16:43 | 17:53 | 鷹巣中 | 7:45 | 16:40 | 17:45 | | | | | 鷹巣中 | 7:55 | 16:30 | 17:50 |
| | | ↑ | ↑ | 塩追公民館 | 7:45 | 16:40 | 17:50 | | | ↑ | ↑ | | | | | | | | ↑ | ↑ |
| | | | | 鷹巣中 | 7:50 | 16:35 | 17:45 | | | | | | | | | | | | | |

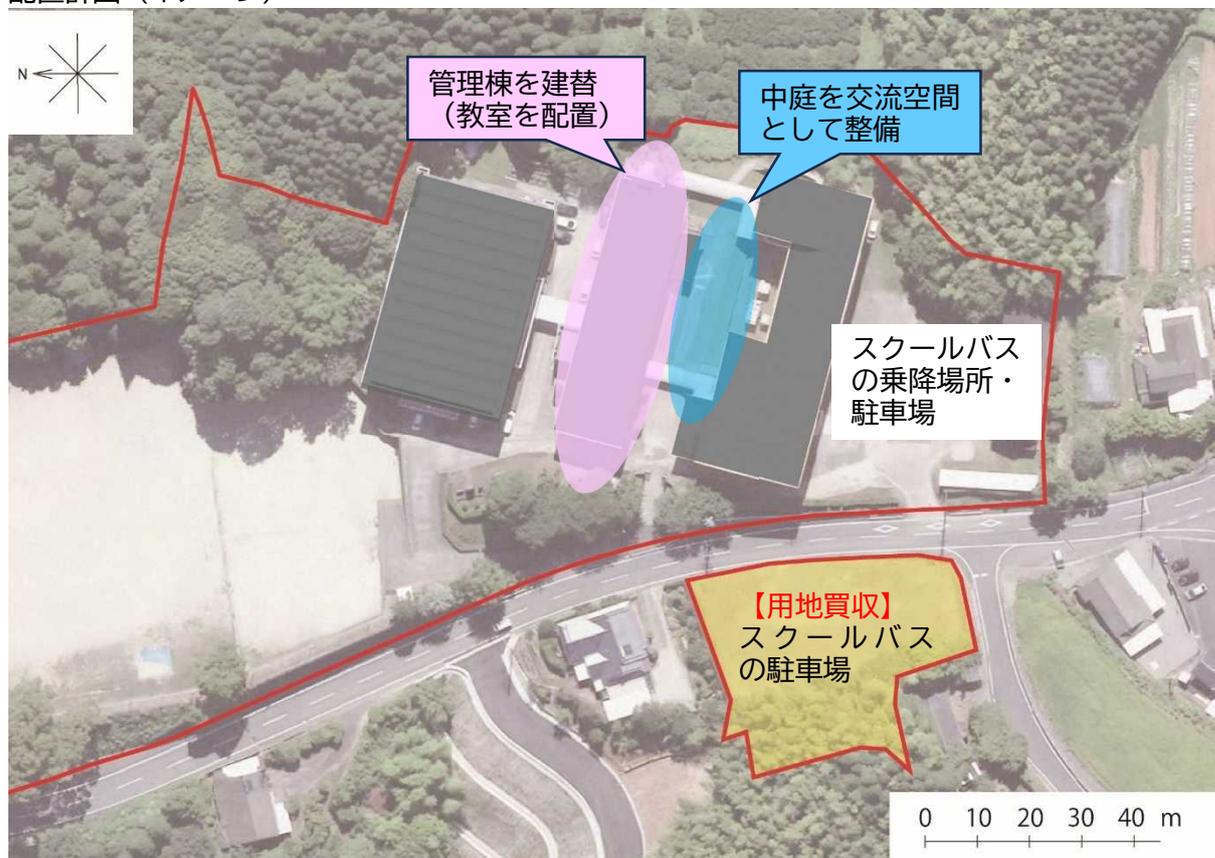
イ 建物配置計画

新中学校の校舎は、ワークショップでの検討結果を踏まえ、再編に伴う教室等の不足に対応するため、管理棟を現地に建て替え、規模増を図ることで必要となる教室等の所要室を確保するほか、比較的築年数が浅い教室棟及び屋内運動場は改修を行い、既存の設備等を活かしつつ新しい学校の運営方式に対応させるとともに、建築物の長寿命化を図ります。加えて、新管理棟と教室棟の間の中庭を交流空間として整備します。

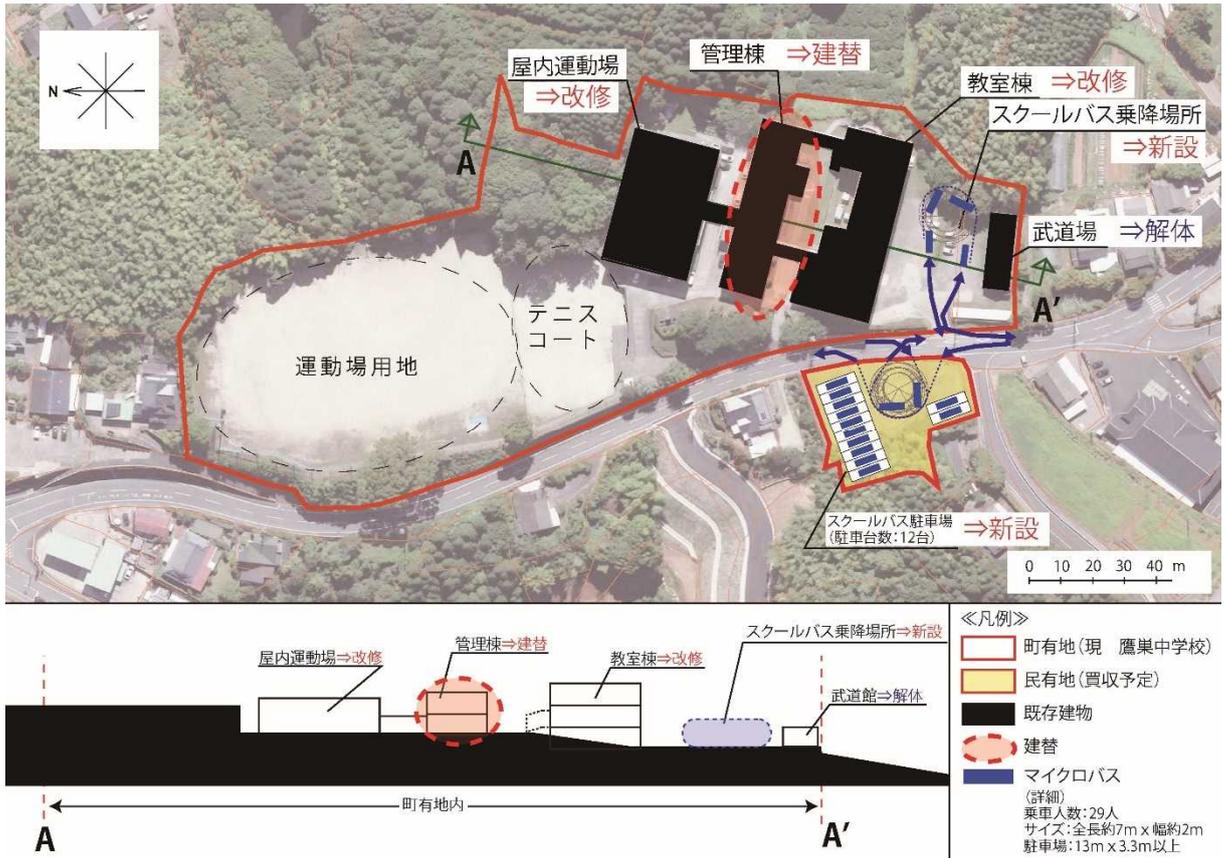
なお、老朽化が進行している既存の武道館は解体し、跡地はスクールバスの乗降場所や駐車場として活用します。

また、現在、武道の授業は屋内運動場で、水泳の授業は町民プールで行われていることから、新中学校においても従来の授業形態を踏襲することとし、武道館の建替及びプールの新設は行わないこととします。

■ 配置計画（イメージ）



■ 整備計画 (イメージ)



3. 移転計画（案）

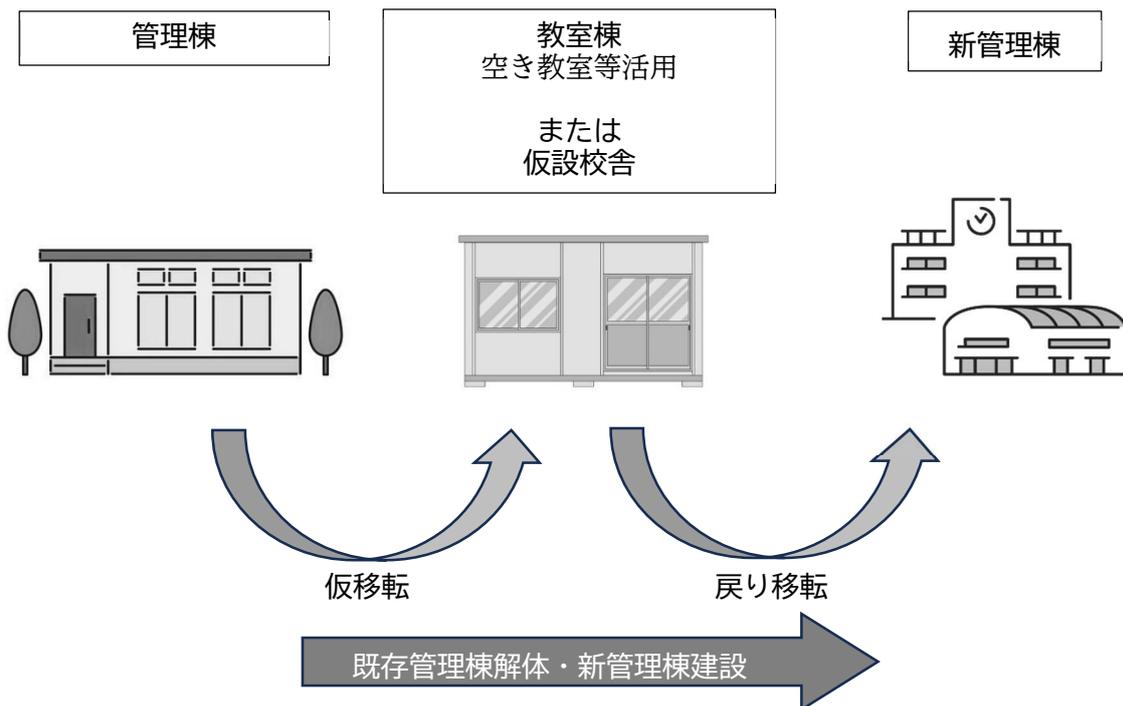
新管理棟は、既存の管理棟を解体後に建設することになるため、工事期間中の仮移転が必要となります。また、教室棟の改修にあたっては、工事内容によっては仮移転が必要となります。

仮移転先の確保にあたっては、次の方針を基本とします。

➤ 仮移転先確保の基本方針

- (1) 管理棟建替のスムーズな進捗やコスト縮減の観点から、教室棟の空き教室等を活用することを想定します。
- (2) 空き教室等の活用だけでは必要な所要室を確保できない場合は、仮設校舎を整備します。
- (3) 仮設校舎の位置は、敷地南側（スクールバス乗降場所・駐車場予定地）活用し、既存校舎との動線に配慮します。
- (4) 教室棟の改修にあたり仮移転が必要となった場合は、管理棟建替にあたり整備した仮設校舎を再利用することとします。
- (5) 仮設校舎を設置する場合の供用期間は、コスト縮減の観点から、極力短くなるように配慮します。

➤ 仮移転のイメージ



第5章 新中学校の詳細計画

1. 平面計画

ア 校舎の所要室

校舎の床面積は、管理棟の建て替えによる新校舎(2,700㎡程度)に既存の教室棟(2,279㎡)を加えた「5,000㎡程度」とします。新中学校の運営方式は授業の効率性や生徒間の交流に配慮した「教科センター方式」を想定し、以下の所要室の配置を検討します。

なお、シンプルな外観や平面構成を基本とし、教室間等の動線の短縮に配慮するほか、既存の教室棟の改修範囲を極力抑えるとともに、周辺環境や景観に配慮した計画とします。

また、内装は「鹿児島県建築物等木材利用促進方針」及び「長島町公共建築物等木材利用促進方針」に対応するものとします。

■ 配置を検討する所要室等

| 種別 | 所要室等名 | 室数 |
|----------------------|----------------------|-----|
| a. 教室等（教室部門） | | |
| ① | 普通教室（ホームベース含む） | 9室 |
| ② | 特別支援学級 | 4室 |
| ③ | 特別教室 | |
| | (1) 音楽室（準備室含む） | 1室 |
| | (2) 理科室（準備室含む） | 1室 |
| | (3) 被服室（準備室含む） | 1室 |
| | (4) 調理室 | 1室 |
| | (5) 技術室（準備室含む） | 1室 |
| | (6) 美術室（準備室含む） | 1室 |
| ④ | 図書室 | 1室 |
| ⑤ | 生徒用更衣室（男女別） | 各3室 |
| ⑥ | 生徒用トイレ・水場 | 適宜 |
| ⑦ | 生徒用バリアフリースイレ（多目的トイレ） | 適宜 |
| ⑧ | 生徒会室 | 1室 |
| ⑨ | 多目的室（若鷹ホール） | 1室 |
| b. 職員室等（管理部門） | | |
| ① | 校長室・応接室 | 1室 |
| ② | 職員室・休憩室 | 1室 |
| ③ | 教員コーナー | 適宜 |
| ④ | 事務室 | 1室 |
| ⑤ | 主事室 | 1室 |
| ⑥ | 印刷室 | 1室 |
| ⑦ | 相談室 | 適宜 |
| ⑧ | 保健室 | 1室 |
| ⑨ | 放送室 | 1室 |
| ⑩ | 職員用更衣室（男女別） | 各1室 |

| | |
|----------------------------|---------|
| ⑪ 職員用・来客用トイレ（男女別） | 各1室 |
| ⑫ 職員用・来客用バリアフリートイレ（多目的トイレ） | 1室 |
| ⑬ 倉庫・資料室 | 適宜 |
| c. その他 | |
| ① コンテナ室 | 1室 |
| ② 電気室・機械室 | 適宜 |
| ③ エレベーター | 適宜 |
| ④ Wi-Fi等通信設備・ゴミ置き場・昇降口 | 適宜 |
| ⑤ オープンスペース・廊下・玄関・階段 | 適宜 |
| 床面積計 | 約5,000㎡ |

イ 所要室計画

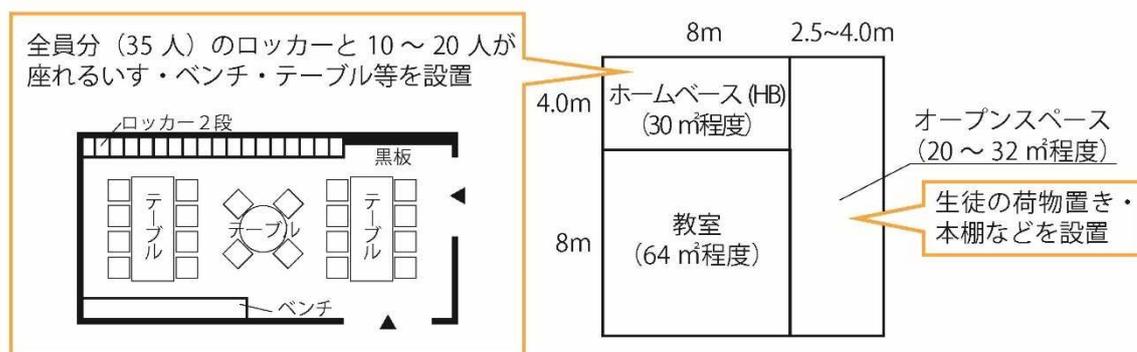
a. 教室等（教室部門）

- ・ 温かみと落ち着きのある空間づくりや地球温暖化等の環境対策に配慮します。
- ・ 日常的にICTを活用できる環境を構築します。
- ・ 机・椅子、ロッカーなどの備品は、新JIS規格を採用します。

① 普通教室

- ・ 「教科センター方式」に対応したホームベースを付設します。
- ・ 多様な学習活動に柔軟に対応できるオープンスペースを一体的に整備します。
- ・ 学年単位の活動等を考慮した学年単位のゾーニングにも配慮します。

■ ホームベースとオープンスペースの考え方（イメージ）



② 特別支援学級

- ・ 多様な学習活動に柔軟に対応できるオープンスペースを一体的に整備します。
- ・ 普通学級の生徒と生活の中で日常的に交流できるように配置や動線に配慮します。
- ・ 1階に配置し、付近にバリアフリートイレを整備します。
- ・ 外部からの音や視覚的な刺激などが小さい位置に配置し、安全性に配慮します。

③ 特別教室

(1) 音楽室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 楽器収納スペースを設けます。
- ・ 室の形状・内装材等は、音響及び防音に配慮します。

(2) 理科室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 水栓、流し、ガス栓等を設けます。
- ・ 実験器具等の収納スペース及び薬品庫を設けます。
- ・ 火気や薬品の使用及び臭気の出る作業に配慮し、十分な換気を確保します。
- ・ 耐薬品、耐熱性能が高い床仕上げとします。

(3) 被服室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 作品の保管や展示等のための空間を設けます。
- ・ 手芸品の製作に必要な機器等の収納スペースを設けます。

(4) 調理室

- ・ 準備室は被服室と併用します。
- ・ 細菌の繁殖を防止するため、床を乾いた状態で使用するドライシステムによる運用とします。
- ・ 水栓、流し、ガス栓、電磁調理器用のコンセント等を設けます。
- ・ 調理器具や被服用器具等の収納スペースを設けます。
- ・ 火気の使用に配慮し、十分な換気を確保します。

(5) 技術室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 作業空間と機械空間を分けます。
- ・ 作業空間は日常的に使う工具及び材料、完成品等の保管や展示等のための空間を設けます。
- ・ 機械空間は工作用の機械等を生徒が安全に利用できるよう、危険防止のための防護柵などを設けます。
- ・ 有機溶剤等の使用に配慮し、十分な換気を確保します。
- ・ 室内若しくは周辺に水栓、流し等を設けます。

(6) 美術室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 水栓、流し等を設けます。
- ・ 作品の保管や展示、鑑賞等のための空間を設けます。
- ・ 有機溶剤等の使用に配慮し、十分な換気を確保します。
- ・ 絵具等の汚れの落としやすさを考慮した床仕上げとします。

④ 図書室

- ・ 既存の図書室の拡充を図り、書架スペース、閲覧スペース、情報収集スペースを区分し、閲覧スペースはリラックスできる雰囲気づくりに配慮します。
- ・ 中庭（交流空間）への動線と位置関係に配慮します。
- ・ 天井を高くし、十分な採光の確保に配慮します。

⑤ 生徒用更衣室

- ・ 男女ごとに設けます。
- ・ ロッカーを設置します。
- ・ 廊下から中の様子が直接見えないように二重カーテン等を設置します。

⑥ 生徒用トイレ・水場

- ・ 各階に適宜設けます。
- ・ トイレの大便器は洋式便器を基本とします。
- ・ センサー方式の照明設備を検討します。
- ・ 水栓は、清掃が容易で衛生管理に適した仕様とし、従来型と非接触型の併用とします。

⑦ 生徒用バリアフリートイレ（多目的トイレ）

- ・ 特別支援学級との位置関係に配慮して設けます。
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（以下、「バリアフリー法」という。）第 2 条第 19 項に規定する特別特定建築物に該当することから、同法第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準に対応するため、各階に 1 箇所以上を設けることを原則とします。

⑧ 生徒会室

- ・ 生徒の自主的な活動を促す場とし、管理部門との位置関係にも配慮します。

⑨ 多目的室（若鷹ホール）

- ・ 既存の多目的室（若鷹ホール）の拡充を図り、学年単位の集会等に活用できる規模を確保します。
- ・ 会議使用も可能なものとし、可動間仕切りを設け、分割して利用できるように計画します。
- ・ 地域開放施設としての活用にも配慮します。

b. 職員室等（管理部門）

① 校長室・応接室

- ・ 校長室と応接室を一体となって計画します。
- ・ 校長室は、職員室との位置関係に配慮します。

② 職員室・休憩室

- ・ 職員室と休憩室を一体となって計画します。
- ・ 防犯・安全などの観点から、グラウンド（運動場）・出入口等への見通しが良く、校内各所への移動のしやすい場所に配置します。
- ・ 職員室から死角となる箇所には、防犯カメラを設置し、モニタリングすることを検討します。
- ・ 生徒に安心感を与え、訪れやすい雰囲気づくりに配慮します。
- ・ 休憩室は、教職員のリフレッシュとコミュニケーションが図られるように配慮します。

③ 教員コーナー等

- ・ 教員の執務拠点として、教室との動線や生徒の見守りに配慮した位置に設けます。

④ 事務室・⑤ 主事室・⑥ 印刷室

- ・ 校長室、職員室、来客用玄関との関係性を重視して配置します。
- ・ 印刷室は、印刷機の騒音対策として防音に配慮します。

⑦ 相談室

- ・ 保健室との連携を考慮して配置します。
- ・ 防音対策など相談者のプライバシーに配慮するとともに、カウンセリングしやすく落ち着いた雰囲気とします。

⑧ 保健室

- ・ グラウンド（運動場）や屋内運動場などへのアクセスが良く、救急車両が近接できる位置に配置します。
- ・ 外からの出入口には、スロープを設けます。
- ・ 手洗い・足洗い場を設けます。
- ・ 職員室、特別支援学級、相談室との連携に配慮します。

⑨ 放送室

- ・ 防音に配慮します。

⑩ 職員用更衣室

- ・ 男女ごとに設けます。
- ・ ロッカーを設置します。
- ・ 廊下から中の様子が直接見えないように二重カーテン等を設置します。
- ・ 教職員の男女比の変化に柔軟に対応できるように男女間の間仕切りは可動若しくは簡易なものとしします。

⑪ 職員用・来客用トイレ

- ・ 校長室、応接室、職員室、事務室との関係性を重視して配置します。

⑫ 職員用・来客用バリアフリートイレ（多目的トイレ）

- ・ 災害時の指定避難所となっていることを踏まえ、屋内運動場やグラウンド（運動場）との位置関係にも配慮して設けます。

⑬ 倉庫・資料室

- ・ 管理部門の所要室との関係性を重視して配置します。

c. その他

① コンテナ室

- ・ 給食運搬車の進入動線に配慮します。
- ・ 異物混入を避けるため、内部、外部とも出入口に施錠設備を設けます。
- ・ 受渡システムを導入します。

② 電気室・機械室

- ・ 防音や防振に配慮し、周辺に影響がない位置に計画します。

③ エレベーター

- ・ 特別支援学級の生徒や来訪者の利用のしやすさに配慮し、校舎内の各所要室に車いすで移動できる計画とします。

④ Wi-Fi 等通信設備・ゴミ置き場・昇降口

- ・ Wi-Fi による高速大容量通信ネットワーク等の I C T 環境を網羅的に整備します。
- ・ ゴミ置き場は分別して保管できる構造とし、校内及び近隣への臭気対策等に配慮します。

⑤ オープンスペース・廊下・玄関・階段

- ・ オープンスペースは多様な学習活動に柔軟に対応するため、教室等と一体的に整備します。

2. 屋外・外構等計画

① グラウンド（運動場）

- ・ 既存の施設をそのまま活用します。

② 屋内運動場

- ・ 既存の施設を改修して活用します。

③ プール

- ・ 現在の鷹巣中学校の利用形態を踏襲し、町民プールを使用します。

④ 武道館

- ・ 老朽化が著しい既存の武道館は解体します。
- ・ 武道の授業は現在の鷹巣中学校の利用形態を踏襲し、屋内運動場を使用します。

⑤ 出入口（校門）

- ・ 歩車分離を原則とします。
- ・ 主たる登下校用の校門にはスロープを設けるなどバリアフリーに配慮します。
- ・ 必要に応じて出入口（校門）の付け替えも検討します。
- ・ らせん階段の設置も検討します。

⑥ 駐車場等

- ・ 敷地西側の民有地を買収し、スクールバス用の駐車場を整備します。
- ・ 敷地南側にスクールバス及び送迎車の乗降場所を設けます。
- ・ 教職員用駐車場は既存の駐車スペースを活用するほか、不足する場合は武道館の解体跡地を活用します。
- ・ P T A時の駐車場はグラウンド（運動場）若しくは近隣の多目的広場を活用します。
- ・ バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に対応するため、敷地内駐車台数の2%以上の身障者等用駐車場をエレベーターに近い位置に設けます。
- ・ 敷地内で十分な駐車スペースを確保できない場合は、立体駐車場の設置も検討します。

3. 構造計画

ア 耐震安全性

災害発生時における生徒の人命確保や被災後の教育活動等の早期再開を可能とするとともに、現在の鷹巣中学校は災害発生時の指定避難所となっていることから、建替後の管理棟の耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく「地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設」の耐震安全性分類を準用し、構造体の安全性分類の「Ⅱ類」、建築非構造部材の耐震安全性の「A類」、建築設備の耐震安全性の「乙類」を満たすことを目標とします。

■ 耐震安全性の分類及び目標（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）

| 部位 | 耐震安全性の分類 | 耐震安全性の目標 | 重要度係数 |
|---------|----------|--|-------|
| 構造体 | I類 | 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 | 1.5 |
| | Ⅱ類 | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。 | 1.25 |
| | Ⅲ類 | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。 | 1.0 |
| 建築非構造部材 | A類 | 大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 | |
| | B類 | 大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。 | |
| 建築設備 | 甲類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。 | |
| | 乙類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。 | |

イ 構造

建替後の管理棟の構造は、安全性、経済性、機能性、快適性に配慮し、階数やスパン等を踏まえて適切に計画します。

4. 設備計画

ア 電気設備

① 照明設備

- ・ 各所要室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じた照明設備（種類、照度、配列、スイッチの位置等）を計画します。
- ・ 照明器具は、LED等の省エネルギー・高効率タイプを採用し、メンテナンスの容易性にも配慮します。

② コンセント

- ・ 各所要室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じたコンセント（種類、規格、数、位置等）を計画します。
- ・ 安全性を考慮し、漏電遮断器を設置します。

③ 受変電設備

- ・ 受変電設備、分電盤、制御盤等を適切に計画します。

④ 情報通信設備

- ・ Wi-Fiによる高速大容量通信ネットワーク等のICT環境を網羅的に整備します。
- ・ 必要な所要室には、有線LANも整備します。

⑤ 校内放送・テレビ受信設備

- ・ グラウンド（運動場）も含めた校内全体への放送設備を設けます。
- ・ 教室等で視聴できるテレビ放送受信設備を設置します。

⑥ 防犯設備

- ・ 職員室から死角となる場所には防犯カメラを設置し、職員室でモニタリングすることを検討します。
- ・ 施設の施錠確認を容易にできる方法を検討します。

イ 機械設備

① 空気調和設備・換気設備

- ・ 居室には、原則として空気調和設備及び換気設備（全熱交換ユニット）を設置します。
- ・ 各居室の用途、使用方法、利用時間帯等に配慮したゾーニングを行い、居室ごとに制御できるとともに、運転状況を職員室で確認できるものとします。

② 給排水衛生設備

- ・ 水栓は、直結方式とします。
- ・ 衛生器具類は、節水型とします。

第6章 事業手法の検討

1. 直接建設による事業方式

本町の公共施設の整備は、設計者・施工者を本町で選定して直接建設・維持管理する方式（直接建設方式）がこれまで一般的でした。

■ 従来型の事業方式（直接建設方式）

| 事業方式 | | 直接建設方式 |
|-------------------|-------|--|
| 概要 | | <ul style="list-style-type: none"> ・設計と施工を別々に町が発注 ・管理運営は町が直接・委託により実施 |
| 資金調達 | | 町が資金調達 |
| 対価の 支払 | 設計・建設 | 契約に応じ、前払い、中間払い等あり |
| | 維持管理 | － |
| 起債・建設費 支払いの平準化 | | <ul style="list-style-type: none"> △起債が必要 △割賦払いは不可 |
| 発注に係る手間等 | | ◎特段の手間は発生しない（従来からの発注方式のため、規定の円滑な手続きが可能） |
| 地元民間業者の参加 | | ◎地元業者が参加しやすい |
| 事業リスク | | ◎町が直接事業を行うため事業リスクはない |
| その他特徴 | | <ul style="list-style-type: none"> ・設計プロポーザルやコンペティションの実施が可能 ・設計や工事の監督を行う技術職員の配置が必要 |

2. 民間活用による事業方式

近年では民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かしたPFI方式やPPP方式による公共施設整備も行われています。

■ PFI方式・PPP方式の比較 (青字は特徴的なメリット、赤字は特徴的なデメリットを表示)

| 事業方式 | PFI方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|---|--|------------|----|----|------|----|----|---|---|---|------|--|--|------------|----|----|------|----|----|------|---|---|------|--|--|------------|----|----|------|----|----|---------|----|
| | BT方式 (Build・Transfer) | BTO方式 (Build・Transfer・Operate) | BOT方式 (Build・Operate・Transfer) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による設計・建設後に町が取得 管理運営は町が直接・委託により実施 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による設計・建設後に町が取得 管理運営の一部を民間事業者が実施 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による設計・建設後に町が借上げ、運営 管理運営は、可能な範囲で民間事業者が実施 事業後、町に所有権移転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 官民役割分担 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間中の施設所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>町</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table> | 業務分担 | | | 管理期間中の施設所有 | 設計 | 建設 | 維持管理 | 民間 | 民間 | 町 | 町 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間中の施設所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>町・民間</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table> | 業務分担 | | | 管理期間中の施設所有 | 設計 | 建設 | 維持管理 | 民間 | 民間 | 町・民間 | 町 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間中の施設所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>民間(一部町)</td> <td>民間</td> </tr> </tbody> </table> | 業務分担 | | | 管理期間中の施設所有 | 設計 | 建設 | 維持管理 | 民間 | 民間 | 民間(一部町) | 民間 |
| 業務分担 | | | 管理期間中の施設所有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計 | 建設 | 維持管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間 | 民間 | 町 | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務分担 | | | 管理期間中の施設所有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計 | 建設 | 維持管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間 | 民間 | 町・民間 | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務分担 | | | 管理期間中の施設所有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計 | 建設 | 維持管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間 | 民間 | 民間(一部町) | 民間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金調達 | <ul style="list-style-type: none"> 整備期間中は民間が資金調達 | <ul style="list-style-type: none"> 管理期間に渡って長期に民間が資金調達 | <ul style="list-style-type: none"> 管理期間に渡って長期に民間が資金調達 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対価の支払 | 設計・建設 | <ul style="list-style-type: none"> 施設引き渡し後に一括払い(もしくは各年度の出来高に応じた年度払い) | <ul style="list-style-type: none"> 残金は事業期間中に割賦払い | <ul style="list-style-type: none"> 各年度の出来高に応じた年度払い その他の支払いは賃料として契約期間に渡り支払い | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 維持管理 | — | <ul style="list-style-type: none"> 契約に基づき委託料支払い(毎年度、四半期毎等) | <ul style="list-style-type: none"> 賃料として支払い。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起債・建設費支払いの平準化 | <ul style="list-style-type: none"> △起債が必要 △割賦払いは不可 | <ul style="list-style-type: none"> ○起債が不要 ○割賦払いによる平準化が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○起債が不要 ○割賦払いによる平準化が可能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間ノウハウの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能 ○民間ノウハウや経験を活かした効果的な付帯事業が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○設計・施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能(※管理面については限定的であり、条件による) ○民間ノウハウや経験を活かした効果的な付帯事業が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能(※管理面については限定的であり、条件による) ○民間ノウハウや経験を活かした効果的な付帯事業が可能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発注に係る手間等 | <ul style="list-style-type: none"> △PFI法に基づき、発注に一定の手続きや期間を要する | <ul style="list-style-type: none"> △PFI法に基づき、発注に一定の手続きや期間を要する | <ul style="list-style-type: none"> △PFI法に基づき、発注に一定の手続きや期間を要する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地元民間業者の参加 | <ul style="list-style-type: none"> ○～△地元業者の参画は、事業規模、支払い条件、管理業務の内容次第である | <ul style="list-style-type: none"> ○～△地元業者の参画は、事業規模、支払い条件、管理業務の内容次第である | <ul style="list-style-type: none"> △建設費の約半分が民間資金であり、事業規模の小さい地元業者は参加しにくい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業リスク | <ul style="list-style-type: none"> ○事業終了後に一括で資金回収が可能のため、事業リスクは高くない(事業期間中の資金の立替が可能で民間事業者に限定される) | <ul style="list-style-type: none"> ○～△建設費が一括払いであれば左記と同様大きなリスクはない。建設費を割賦払いとした場合、右記と同様にリスクが高くなる | <ul style="list-style-type: none"> △事業期間が長期に渡るため、資金調達能力や経営に安定力のある民間事業者に限定される ○事業完了まで町の床保有による資産価値低下リスクはない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期間の事業のためSPC*を設立しないケースが多い | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、SPC*の運営経費が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、SPC*経費がBTO方式より多くかかる ・建物所有することで各種税金の支払いが発生する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ SPC： PFI事業に参加する企業連合それぞれが出資してPFI事業を実施するために設立される「特定目的会社。(Special Purpose Companyの略)。

| 事業方式 | PPP方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|---|--|--------------------|----|----|----------|----|----|-------------|---|---|------|--|--|--------------------|----|----|----------|-------------|-------------|---|---|--|------|--|--|--------------------|----|----|----------|-------------|-------------|-------------|---|
| | BT方式＋ コンセッション方式 | DB方式（設計・施工一括 発注方式） | DBO方式（設計・施工・ 管理一括発注方式） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による設計・建設後に町が取得 管理運営は、運営権実施契約に基づき、民間が実施 民間は使用者より直接使用料収入を得る | <ul style="list-style-type: none"> 設計・施工一括発注で建設 管理運営は町が直接または委託により実施 | <ul style="list-style-type: none"> 設計・施工及び管理運営業務の一部を一括発注 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 官民役割 分担 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間 中の施設 所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持 管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間</td> <td>民間</td> <td>民間（一 部町）</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table> | 業務分担 | | | 管理期間 中の施設 所有 | 設計 | 建設 | 維持 管理 | 民間 | 民間 | 民間（一 部町） | 町 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間 中の施設 所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持 管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町（一括 発注）</td> <td>町（一括 発注）</td> <td>町</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table> | 業務分担 | | | 管理期間 中の施設 所有 | 設計 | 建設 | 維持 管理 | 町（一括 発注） | 町（一括 発注） | 町 | 町 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務分担</th> <th rowspan="2">管理期間 中の施設 所有</th> </tr> <tr> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持 管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町（一括 発注）</td> <td>町（一括 発注）</td> <td>町（一括 発注）</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table> | 業務分担 | | | 管理期間 中の施設 所有 | 設計 | 建設 | 維持 管理 | 町（一括 発注） | 町（一括 発注） | 町（一括 発注） | 町 |
| 業務分担 | | | 管理期間 中の施設 所有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計 | 建設 | 維持 管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間 | 民間 | 民間（一 部町） | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務分担 | | | 管理期間 中の施設 所有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計 | 建設 | 維持 管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町（一括 発注） | 町（一括 発注） | 町 | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務分担 | | | 管理期間 中の施設 所有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計 | 建設 | 維持 管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町（一括 発注） | 町（一括 発注） | 町（一括 発注） | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金調達 | <ul style="list-style-type: none"> 管理期間に渡って長期に民間が資金調達 | <ul style="list-style-type: none"> 町が資金調達 | <ul style="list-style-type: none"> 町が資金調達 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対 価 の 支 払 | <ul style="list-style-type: none"> 設計・建設：施設引き渡し後に一括払い（もしくは各年度の出来高に応じた年度払い） 維持管理：運営権実施契約時に民間より町にコンセッションフィー※支払い | <ul style="list-style-type: none"> 直接供給方式と同様（契約に応じ、前払い、中間払い等あり） － | <ul style="list-style-type: none"> 直接供給方式と同様（契約に応じ、前払い、中間払い等あり） 契約に基づき委託料支払い（毎年度、四半期毎等） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起債・建設費 支払いの平 準化 | <ul style="list-style-type: none"> △建設費は起債が必要 △割賦払いには不可 ○建設後コンセッションフィー※を得られる | <ul style="list-style-type: none"> △起債が必要 △割賦払いには不可 | <ul style="list-style-type: none"> △起債が必要 △割賦払いには不可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間ノウ ハウの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能（※管理面については限定的であり、条件による） ○民間ノウハウや経験を活かした効果的な付帯事業が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○設計施工の一括性能発注による工期短縮と整備コスト縮減が可能（※管理面については限定的であり、条件による） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発注に係る 手間等 | <ul style="list-style-type: none"> △PFI法に基づき、発注に一定の 手続きや期間を要する | <ul style="list-style-type: none"> ○発注に一定の手続きが必要だがPFIと比較し簡易 | <ul style="list-style-type: none"> ○発注に一定の手続きが必要だがPFIと比較し簡易 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地元民間業 者の参加 | <ul style="list-style-type: none"> ○～△リスクが高く代表企業としての参加は困難。事業範囲を限定した参加が想定される | <ul style="list-style-type: none"> ◎民間事業者のリスクが小さく、地元業者が参加しやすい | <ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者のリスクが小さく、管理の内容次第では、地元業者が参加しやすい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業リスク | <ul style="list-style-type: none"> ○建設リスクはBTと同様 △事業期間が長期に渡るため、資金調達能力や経営に安定力のある民間事業者に限定される △コンセッションフィー※を固定化するとコスト上昇への対応が難しい | <ul style="list-style-type: none"> ◎町が直接事業を行うため事業リスクはない | <ul style="list-style-type: none"> ◎町が直接事業を行うため事業リスクはない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、SPC経費がBTO方式より多くかかる | <ul style="list-style-type: none"> － | <ul style="list-style-type: none"> － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ コンセッションフィー：一定期間の運営権に対する対価（運営権対価）のこと。

3. 事業方式の検討

民間活用方式のメリットは工期短縮やコスト縮減が期待できることですが、準備や手続きに時間を必要とするため、工事着手が遅延する可能性があります。

近年の物価高による工事費の高騰は目を見張るものがあり、未だ高止まりしていない状況の中、準備や手続きに時間を要する民間活用方式より早期の工事発注が可能となる直接建設方式の方がコスト縮減につながるという考えのもと、民間活用方式での発注を直接建設方式に見直す他自治体も出現してきています。これらを踏まえ、本事業の発注方式は直接建設方式を検討します。

第7章 事業スケジュールの検討

新中学校は、現在の鷹巣中学校の施設を新中学校に対応した施設へ建替・改修等を行った後に開校することを想定します。

直接建設方式による整備では、3年半から4年の整備期間が必要と考えられますが、新中学校開校の前提となるスクールバスの運行について、運行人員や運行車両確保の目途が立っておらず、開校の時期を明示できない状況です。

■ 事業スケジュール (案)

| 工程 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 |
|--------------------|---------|---------|-----------------|-----------------|
| 設計者選定 (プロポーザル等) | ■ ■ ■ ■ | | | |
| 基本設計 | | ■ ■ ■ ■ | | |
| 実施設計 | | | ■ ■ ■ ■ | |
| 管理棟解体設計 | | ■ ■ ■ ■ | | |
| アスベスト含有調査 | | ■ ■ | | |
| 仮設校舎建設 | | ■ ■ ■ ■ | | |
| 管理部門移転 | | ■ | | |
| 管理棟・武道館解体工事 | | ■ ■ ■ ■ | | |
| 地質調査 | | | ■ ■ | |
| 管理棟建設工事 | | | ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ | |
| 管理部門移転 (新校舎) | | | | ■ |
| 教室移転 (新校舎・仮設校舎) | | | | ■ |
| 教室棟改修工事 | | | | ■ ■ ■ ■ |
| 屋内運動場改修工事 | | | | ■ ■ ■ ■ |
| 教室移転 (新校舎・教室棟) | | | | ■ |
| 仮設校舎解体 | | | | ■ ■ ■ ■ |
| 中庭整備 | | | | ■ ■ ■ ■ |
| 駐車場整備 | | | | ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ |

第8章 概算事業費の検討

1. イニシャルコストの試算

近年の工事实績等から以下のイニシャルコストを想定します。

| 項目 | 概算事業費（税込み） | |
|------|---|----------------|
| 用地取得 | ○ スクールバスの駐車場 1,559 m ² ×10,000 円/m ² （想定値）≒15,590 千円 | |
| | 小計① 15,590 千円 | |
| 解体 | ○ 武道館 184 m ² ×24,100 円/m ² （R4 県内同種工事实績）×1.2 [*] ≒5,322 千円 ※着工年度をR8と想定し、5%/年の物価上昇を見込む（5%×4年） | |
| | ○ 管理棟【杭あり、アスベスト想定】 840 m ² ×（51,700 円/m ² （R2 県内同種工事实績）+30,000 円/m ² （アスベスト除去加算額））×1.3 [*] ≒89,217 千円 ※着工年度をR8と想定し、5%/年の物価上昇を見込む（5%×6年） | |
| | | 小計② 94,539 千円 |
| 建築 | ○ 管理棟の建替・中庭整備 2,700 m ² ×531,000 円/m ² （R4 年県内同種工事实績）×1.25 [*] ≒1,792,125 千円 ※着工年度をR9と想定し、5%/年の物価上昇を見込む（5%×5年） | |
| | 小計③ 1,792,125 千円 | |
| 改修 | ○ 教室棟 2,279 m ² ×150,000 円/m ² （R3 県内同種工事实績）×1.35 [*] ≒461,498 千円 ※着工年度をR10と想定し、5%/年の物価上昇を見込む（5%×7年） | |
| | ○ 屋内運動場 803 m ² ×150,000 円/m ² （R3 県内同種工事实績）×1.35 [*] ≒162,608 千円 ※着工年度をR8と想定し、5%/年の物価上昇を見込む（5%×7年） | |
| | | 小計④ 624,106 千円 |
| リース | ○ 仮設校舎の借上 | |
| | 一式：100,000 千円（想定） 小計⑤ 100,000 千円 | |
| 舗装 | ○ スクールバス乗降場・駐車場 31,747,000 円（R5 年県内同種工事实績）×1.25 [*] ≒39,684 千円 ※着工年度をR10と想定し、5%/年の物価上昇を見込む（5%×5年） | |
| | ○ スクールバス駐車場 31,747,000 円（R5 年県内同種工事实績）×1.25 [*] ≒39,684 千円 ※着工年度をR10と想定し、5%/年の物価上昇を見込む（5%×5年） | |
| | | 小計⑤ 79,368 千円 |

| 項目 | 概算事業費（税込み） | |
|----------|---|-------------|
| バス 購入 | ○ マイクロバスの購入 12台×10,000,000円/円（想定値）÷120,000千円 | |
| | 小計⑥ | 120,000千円 |
| | 計 | 2,825,728千円 |

2. ランニングコスト（スクールバス運行関連）の試算

スクールバスの運行に関するランニングコストとして以下を想定します。

| 項目 | 概算事業費（税込み） | |
|----------|--|------------|
| 人件費 | ○ 一般職員 4人×4,500,000円/人・年（想定値）÷18,000千円/年 | |
| | ○ 会計年度任用職員 10人×4,700,000円/人・年（想定値）÷47,000千円/年 | |
| | 小計① | 65,000千円/年 |
| 車両 維持 | ○ 車両維持費（燃料費・修繕費その他諸経費） 12台×2,475,000円/台・年（想定値）÷29,700千円/年 | |
| | 小計② | 29,700千円/年 |
| | 計 | 94,700千円/年 |

3. 概算事業費の試算結果まとめ（施設別）

概算事業費の試算結果を施設別にまとめると、下表のようになります。

なお、このほか、解体・建築等に係る設計費用、地盤等の調査費用、仮移転費用、什器備品等整備費用などが必要になります。

■ 概算事業費の試算結果まとめ（施設別）

| 項目 | 項目 | 概算事業費 | 備考 |
|----------------|-----|-------------|------------|
| 管理棟 | 解体 | 89,217千円 | 840㎡ |
| | 建築 | 1,792,125千円 | 2,700㎡ |
| | リース | 100,000千円 | |
| | 小計① | 1,981,342千円 | 補助率：5.5/10 |
| 教室棟 | 改修 | 461,498千円 | 2,279㎡ |
| | 小計② | 461,498千円 | 補助率：5.5/10 |
| 屋内運動場 | 改修 | 162,608千円 | 803㎡ |
| | 小計③ | 162,608千円 | 補助率：5.5/10 |
| 武道館 | 解体 | 5,322千円 | 184㎡ |
| | 小計④ | 5,322千円 | |
| スクールバス乗降場所・駐車場 | 舗装 | 39,684千円 | 1,500㎡ |
| | 小計⑤ | 39,684千円 | |

| 項目 | 項目 | 概算事業費 | 備考 |
|-----------|------|--------------|----------------------|
| スクールバス駐車場 | 用地取得 | 15,590 千円 | 1,500 m ² |
| | 舗装 | 39,684 千円 | |
| | 小計⑥ | 55,274 千円 | |
| スクールバス | バス購入 | 120,000 千円 | 12 台 |
| | 小計⑦ | 120,000 千円 | |
| 合計 | | 2,825,728 千円 | |

■ (参考) 長島町のイニシャルコスト財政負担額試算

- 管理棟建替、教室棟及び屋内運動場改修 (計 2,605,448 千円)

長島町の実質負担額：468,982 千円

| | | 地方負担 10% | 財源対策債 15% | 学校教育施設等整備事業債 75% | | |
|------|--------------|--------------|--------------|---------------------|------------|-------------------|
| | | 地方 負担 | 地方 負担 | 元利償 還金の 50% | 元利償還金の 70% | 地方 負担 |
| 負担率 | 国庫補助 55% | 地方負担 7.9% | | 3.4% | 23.6% | 地方 負担 10.1% |
| 負担内訳 | 1,432,996 千円 | 205,831 千円 | | 88,585 千円 | 614,885 千円 | 263,151 千円 |

- 武道館解体、スクールバス乗降場所・駐車場及びスクールバス駐車場整備、スクールバス購入 (計 220,280 千円)

長島町の実質負担額：220,280 千円

| 負担率 | 地方負担 100% | | | | |
|------|--------------|--|--|--|--|
| 負担内訳 | 220,280 千円 | | | | |

- 長島町のイニシャルコスト財政負担額試算まとめ

| 整備内容 | 長島町の財政負担額 | 概算事業費 |
|--|------------|--------------|
| ・ 管理棟建替 ・ 教室棟改修 ・ 屋内運動場改修 | 468,982 千円 | 2,605,448 千円 |
| ・ 武道館解体 ・ スクールバス乗降場所・駐車場整備 ・ スクールバス駐車場整備 ・ スクールバス購入 | 220,280 千円 | 220,280 千円 |
| 合計 | 689,262 千円 | 2,825,728 千円 |

第9章 計画の実現に向けて

1. スクールバスの運行見通しの確保

長島町立中学校の再編（新中学校の開校）は、スクールバスの運行が大前提となります。

しかしながら、運転手不足に伴う本町からの民間バス事業者の運行撤退など、委託によるスクールバス運行の展望は厳しい状況にあります。

本計画ではスクールバスの運行確保策として、運転手を会計年度任用職員として雇用することを想定しましたが、不規則な勤務体系となる運転手の募集条件整理や、有資格者の応募がなかった場合の資格取得の方策検討、運行路線把握等の運転手のトレーニングのほか、バス停などのインフラ整備など不透明な部分が多く、クリアしなければならない課題は多岐にわたります。

直接建設方式による整備では、3年半から4年の整備期間が必要と考えられますが、新中学校開校の前提となるスクールバスの運行について、運行人員や運行車両確保の目途が立っておらず、開校の時期を明示できない状況です。

文部科学省通知では「学校統合が条例等で定められたものは統合予定年度の3年度前から整備することができる」とされており、また、高止まりを知らない工事費が年々上昇する中、少しでも財政負担を軽減させる観点からは工事等の早期発注が効果的と思量されることから、スクールバス運行に向けた人材育成とインフラ整備のロードマップを早期に立案し、運行見通しの確保を図ることが必要です。

2. 設計プロポーザル方式による基本・実施設計の検討

設計者選定には、委託金額の多寡で選定する競争入札方式と、設計者から提案を求め、優れた提案を行った設計者を選定する設計プロポーザル方式があり、競争入札方式には設計コスト縮減と発注期間短縮の長所と一定程度設計が進まない全体像が見えない短所が、設計プロポーザル方式には設計者の技術力と設計の全体像が事前に把握できる長所と設計発注までに時間を要する短所があります。

新中学校は鷹巣中学校に通う生徒の学習機能を維持しつつ仮移転・解体・建設・改修等の比較的設計の難易度は高いと思量されます。加えて、長島町立中学校再編の象徴である新中学校の施設・機能には、ワークショップにおいても高い関心が寄せられており、施設整備が具現化していく基本設計・実施設計の各場面においても丁寧に説明などや意見徴収により理解の醸成に努める必要があることから、本プロジェクトの成否は設計者の技術力に大きく左右されます。

以上のようなことにより、公募型設計プロポーザル方式による設計者選定を検討します。

3. 長島町立中学校再編の象徴としての新中学校

ワークショップにおいて、「再編の対象となる中学校の歴史に配慮した学校整備」に関する意見も挙げられました。備品等の調度品の調達にあたっては、コスト縮減の観点からも可能な限り、既存の備品等を利活用するとともに、各校の歴史を想起させる樹木や記念碑についても移設・保存を含めた資産の活用を検討します。

また、新中学校の校章・校訓・校歌等の制定にあたっては、町民に限らず卒業生まで含めた公募を行うなど、広く意見を聴取する機会を設けることを検討します。

長島町立中学校再編に伴う基本計画（詳細）

令和7年●月

編集・発行

長島町 教育委員会

〒899-1395 出水郡長島町指江 787 番地

TEL 0996-86-1111 FAX 0996-86-0950

URL <https://www.town.nagashima.lg.jp/>

（作業協力）

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター